

退職互助医療保険

このパンフレットには、退職互助医療保険に関する重要な事項を記載しております。必ずご一読いただき、ご理解いただいた上で請求・届出いただきますようお願いいたします。

1 退職互助医療保険について

被保険者と保険期間

被 保 険 者	契約者会員と契約時に登録された配偶者
保 険 期 間 (給付が受けられる期間)	60歳の誕生日を迎えた翌月の1日から20年後に相当する前日までを保険期間とします。 また、60歳以降に退職した場合は、退職した月の翌月の1日から20年後に相当する前日までを保険期間とします。(退職互助医療保険契約の保険開始日から20年間です。)

給付金

種類	対 象 者	支払事由	給 付 金 額
医療給付金	契約者会員、配偶者 注)配偶者は、退職時に登録された方に限ります。	保険診療に該当する医療費の支払いが発生したとき	病院分：保険適用分から一部負担額(3,000円)を差し引いた額に給付率を乗じた額を給付 薬局分：保険適用分に給付率を乗じた額 ※給付率は契約者会員が100%、配偶者85% ※ひと月(診療月)の給付金上限額は、会員と配偶者を合わせて44,400円です。
香典	契約者会員、配偶者 注1)保険期間が開始されていない場合は、会員本人に限ります。 注2)配偶者は、退職時に登録された方に限ります。	死亡したとき	会員1人につき10,000円

※給付金を振り込む際の手数料(JA60円、県外JAおよびJA以外実費)を給付金額より差し引いて給付いたします。

請求期限

給付金の種類	請 求 期 限
医療給付金	診療月および事由発生日より3年です。
香 典	事由発生日から3年

【注意】請求期限は3年となっておりますが、高額療養費の申請、領収書の紛失もあるため、**早めの請求をお願いいたします。**

締切日と給付日

締切日 → 毎月5日

※5日が休日(日・祝)の場合は、翌日になります。



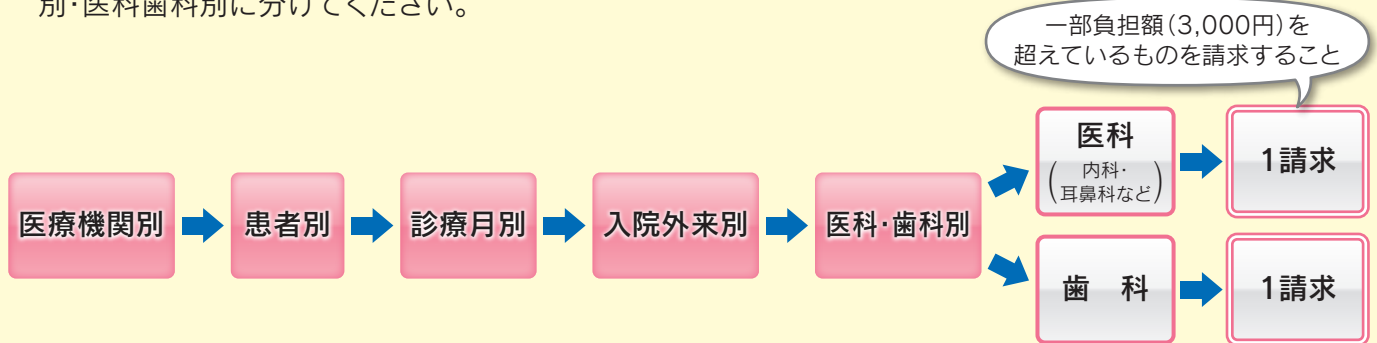
給付日 → 締め切り月の25日

※25日が休日(土・日・祝)の場合は、翌営業日になります。

医療給付金の請求方法

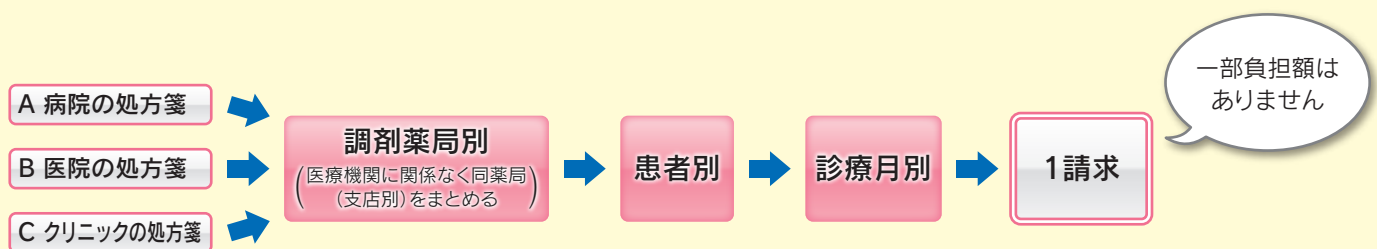
領収書を下記の2つの方法(①・②)で分けた上、
1請求毎に医療給付金請求書を作成してご請求ください。

①病院分(総合病院・個人医院・診療所等)は、下記の図に従って、医療機関別・患者別・診療月別・入院外来別・医科歯科別に分けてください。



※ 1請求につき一部負担額(3,000円)を超えているものを請求してください。

②薬局分(院外処方)は、下記の図に従って、1薬局別(支店別)・患者別・診療月別に分けてください。



※薬局分に一部負担額(3,000円)はありません。

注意

- 高額療養費に該当している医療費は、**加入健康保険からの支給決定通知書(原本)又は限度額適用認定証(写し)**を添付してください。(両方必要になる場合もあります。なお、詳細は次ページの「高額療養費について」をご覧ください。)
- 補装具代の請求は、製作者の領収書(写し)と加入健康保険からの支給決定通知書(原本)で請求してください。
- 電算化されている領収書(患者名・診療点数等がわかるもの)の場合は、外来用領収書に書き換える必要はありません。そのまま使用してください。
- 薬局分は、「院外処方」分のみとなります。**「院内処方」による薬代は、病院分として請求してください。**

高額療養費について

高額療養費は、窓口で支払ってきた保険適用自己負担額が、該当する所得区分の自己負担限度額（※）を超えた際に、加入健康保険から超えた分が返戻される制度です。

現在は、窓口負担の低減を図るために、「健康保険限度額適用認定証」が加入健康保険から発行され、事前に窓口に提示することで、自己負担限度額のための支払いで済ませることができます。ただし、「健康保険限度額適用認定証」は **70 歳未満の方のみ対象** です。

申請方法については各加入健康保険へ問い合わせてください。

※所得区分および高額療養費自己負担限度額は下記「高額療養費の自己負担限度額」をご参照ください。

加入健康保険	お問い合わせ先
協会けんぽ	全国健康保険協会
国民健康保険	市町村役場
健康保険組合・共済組合	加入している健康保険組合・共済組合

高額療養費の自己負担限度額

【70 歳未満の方】

所得区分		自己負担限度額 (1～3 回目)	区分	医療給付金請求書の 所得区分欄の記入
国民健康保険	協会けんぽ・共済組合等			
基準総所得※ 901 万円超	標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + 1% (4 回目～：140,100 円)	ア	「上位」に☑ してください。
基準総所得※ 600～901 万円以下	標準報酬月額 53～79 万円	167,400 円 + 1% (4 回目～：93,000 円)	イ	
基準総所得※ 210～600 万円以下	標準報酬月額 28～50 万円	80,100 円 + 1% (4 回目～：44,400 円)	ウ	「一般」に☑ してください。
基準総所得※ 210 万円以下	標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円 + 1% (4 回目～：44,400 円)	エ	
住民税非課税世帯	住民税非課税世帯	35,400 円 + 1% (4 回目～：24,600 円)	オ	「低所得Ⅱ」に☑ してください。

【70 歳以上の方】

所得区分		自己負担限度額		医療給付金請求書の 所得区分欄の記入
		外 来	外来・入院(世帯)	
現役並み所得者	現役並みⅢ (課税所得額 690 万円以上)	252,600 円 + 1% (4 回目～：140,100 円)		「上位」に☑ してください。
	現役並みⅡ (課税所得額 380 万円以上)	167,400 円 + 1% (4 回目～：93,000 円)		
	現役並みⅠ (課税所得額 145 万円以上)	80,100 円 + 1% (4 回目～：44,400 円)		
一 般		18,000 円 (年間上限：144,000 円)	57,600 円 (4 回目～：44,400 円)	「一般」に☑ してください。
低所得者 (住民税非課税世帯)	低所得Ⅱ (低所得Ⅰ以外)	8,000 円	24,600 円	「低所得Ⅱ」に☑ してください。
	低所得Ⅰ (総所得金額がゼロなど)		15,000 円	「低所得Ⅰ」に☑ してください。

医療給付対象外および返送になる主なもの

給付対象外	返 送
- 市町村より「重度心身障がい者医療費受給者証」を交付された方の医療費 - 他制度から助成が受けられる医療費 - 特定療養費など保険が効かない医療費 - 請求期限切れ(診療日より3年が経過したもの) - 各種検診(市町村で実施する検診、人間ドック等) - 交通事故など第三者行為の負傷による医療費 - 一部負担額以下の請求(病院分に限る) ……など	- 領収書に保険点数の記入や患者名の記入がないもの - 領収書がコピーのもの、または明細の不明なレシート形式のもの 「請求書兼領収書」又は「領収印箇所のある領収書」で領収印がないもの - 会員コードの記入が誤っている請求書 - 請求書の記入項目欄で未記入項目がある請求書 - 当月診療分の請求書 ……など

届出いただきたい事由

届 出 事 由	届 出 用 紙 名	添 付 書 類
契約者会員本人が死亡したとき	香典給付申請書・退職互助登録事項変更届	死亡診断書または除籍謄本の写し 配偶者(遺族)の通帳の写し
契約時登録された配偶者が死亡したとき	香典給付申請書	死亡診断書または除籍謄本の写し
登録事項に変更・訂正があったとき (氏名・住所・電話番号・口座・健康保険・他の付加給付制度に加入されたときなど)	退職互助登録事項変更届	口座変更の場合は通帳の写し 保険種別変更の場合は保険証の写し
障がい認定・特定疾患などに該当したとき	公費負担・助成制度該当申出書	手帳・受給者証の写しなど

【注意】届出が遅れたことにより給付金の過払いなどが発生した場合、**給付金の返還**をしていただくことになります。

2 その他

領収書の返却を希望される時

領収書のコピーを医療給付金請求書に貼り、「領収書返却等作業依頼書」と「領収書(原本)」を一緒に送付してください。当会にて確認後、速やかに「領収書(原本)」をお返しいたします。詳しくは、お電話にてお問い合わせください。

医療費控除について

共助会より給付になった医療費は、所得税確定申告における医療費控除の対象になりません。

ホームページ・マイページについて

共助会ホームページにて、用紙等のダウンロードができます。ぜひご利用ください。

URL: <http://ja-kyojokai.or.jp> ※Yahoo!やGoogleからは、「JA福島共助会」と検索してください。
また、インターネットを介して給付状況等が照会できる会員マイページもぜひご利用ください。(別途登録手続必要)

ご連絡・お問合わせ先

一般財団法人福島県農協役職員共助会(JA福島共助会)

〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1-1

E-mail: kyojokai@alto.ocn.ne.jp URL: <http://ja-kyojokai.or.jp>

TEL: (024) 554-3512 FAX: (024) 554-3510